

令和 8 年度 非住宅木造設計支援事業（設計支援事業）
募集要領

令和 8 年 6 月 5 日
みやざきスギ活用推進室

第 1 事業概要等

1 事業内容

宮崎県内における県産材を活用した非住宅施設の新築又は増築に要する経費のうち、設計費に対して助成する。

2 補助対象者

個人又は法人

3 補助対象施設

- (1) 非住宅施設のうち、木材使用数量（材積）の 70%以上が県産材である中大規模建築物等（延床面積が 500m² 以上の木造建築物及び新たな用途・分野への木材利用を促進する木造施設等、知事が特に必要と認める施設）であること。
- (2) 単位面積当たりの木材使用量が、実施要領別表に示す目標値以上であること。
- (3) 補助事業実施年度内に実施設計が完了すること。なお、設計のみで施設の工事請負契約を伴わない事業は、補助の対象としない。
- (4) 補助金交付決定日以降に実施設計に着手するものであること。

4 補助対象となる費用

県産材を活用し、木造で計画される施設の実施設計に要する経費とする。ただし、次の経費は対象外とする。

- (1) 基本計画・基本設計費
- (2) 設備設計費（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等）
- (3) 既存建築物の解体撤去等に係る実施設計費
- (4) 外構等建物周辺施設の実実施設計費
- (5) 地中埋設物処理及び地盤改良工事等に係る実施設計費
- (6) 建築確認申請、工事管理、積算に係る経費
- (7) その他木造建築等の実施設計に直接関係のない経費

5 補助率等

補助対象となる費用の 3 分の 1 以内（設計者がみやざき木造マイスターの場合は 2 分の 1 以内）

ただし、補助金の上限額を 200 万円とする。

第2 募集期間

募集締切りは、令和8年11月20日（金曜日）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合又は募集締切り後に二次募集を行う場合がある。

事業実施を希望する場合は、西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ別添の「事業計画書（募集用）」、関係資料等を提出すること。

第3 その他

- 1 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。
- 2 本募集要領の他、非住宅木造設計支援事業実施要領等によること。

第4 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：永濱）

電 話 0985-26-7156

F A X 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp